

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修制度について（よくある質問）

※以下、サービス管理責任者は「サビ管」、児童発達支援管理責任者は「児発管」、サビ管・児発管に共通することは、「サビ管等」と表記します。

「サビ管」は障害者支援施設などの施設・事業所で、「児発管」は障害児入所施設などの施設・事業所で、「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術的指導と助言等」を行う役職です。（サビ管や児発管という「資格」があるわけではなく、条件を満たした人がサビ管等として「事業所に配置されることが可能」です。）

### （１）サビ管等になるための条件は？

サビ管等として事業所に配置されるための条件は2つあります。①と②の両方が必要です。

①実務経験の要件を満たしていること―――【★】（後ろのページの資料【★A】にサビ管、資料【★B】に児発管の要件を記載しています。）

②研修の修了者であること―――【◆】（【実践研修】や【更新研修】の修了者のことを指します。）

→事業所指定の新規申請や変更届などで、指定権者（県又は市町村）に提出し、サビ管等として従事することになります。

### （２）研修の修了者【◆】となるための条件は？

○初めてサビ管等になる方の場合

【実践研修】を修了することで【◆】の条件を満たします。

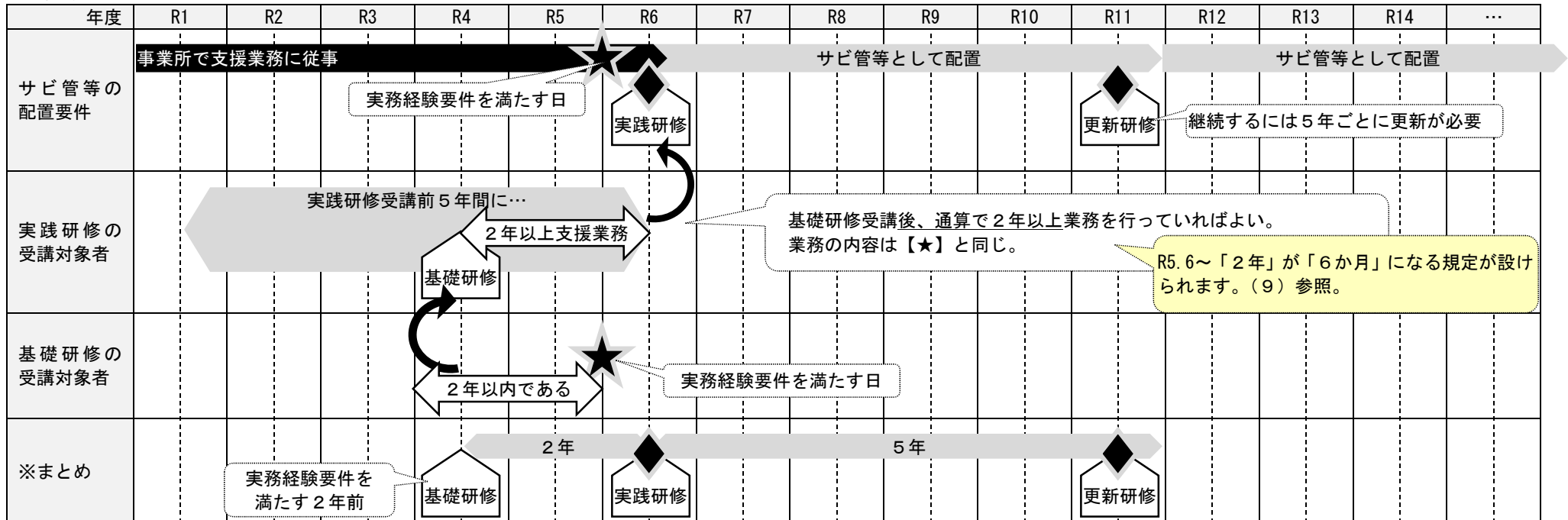
受講するためには、【基礎研修】を修了した後、2年以上の支援業務を行うことが必要です。【基礎研修】は【★】の実務経験を満たす2年以内から受講できます。

なお、基礎研修修了者となるには【相談支援従事者初任者研修の共通講義部分】を受講することも必要です。秋田県では、サビ管等の【基礎研修】と一体的に開催案内をしています。

○サビ管等を継続する方の場合

【更新研修】を修了することで【◆】の条件を満たします。受講の条件は（４）を御確認ください。

<※参考例>



### (3) サビ管と児発管で研修の違いはある？

サビ管・児発管の研修は、共通の研修とみなされています。どちらとして配置される場合も、どちらかの研修の修了証書があれば足ります。

※よって、配置に当たって、【★A】【★B】を満たすかどうか、サビ管又は児発管として配置可能か、という判断材料となります。

例えば、サビ管の実践研修修了証書を持っていて、【★B】の児発管の実務経験を満たす方は、(修了証書が「サビ管」と書かれていても) 児発管として配置されることが可能です。これは平成30年度以前のサビ管等研修修了証書も同じ扱いです。

### (4) 【更新研修】を受講するための条件は？

サビ管、児発管、管理者、相談支援専門員の業務を現に行っている（または過去5年間のうち通算2年間行っていた）ことが受講条件です。

実践研修の修了後5年ごとに【更新研修】を修了する必要があります。

また、現在は、研修制度が変わって間もないことから、経過措置があります。平成30年度以前にサビ管等研修を修了した方は、(5)も参照してください。

<※参考例>

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	...
更新研修の受講対象者				😊 サビ管等・管理者・相談支援専門員に従事											
				😊 サビ管等・管理者・相談			別業務に従事								
				実践研修					更新研修						
	更新研修を早めに受けても、更新期限は変わらない			更新期限：実践研修修了から5年後の年度末					更新期限：実践研修修了から10年後の年度末						
	現にサビ管等でなくとも、過去5年間のうち通算2年以上従事していればよい														

### (5) 平成30年度以前にサビ管等研修を修了しており、今後もサビ管として従事したいのですが

平成30年度までにサビ管等研修を修了した方の場合、以前は一度だけ研修を受けていれば更新の機会はなかったのですが、現在は5年ごとに更新が必要となったことに注意してください。

まずは最初の【更新研修】を受講していただく必要がありますが、令和5年度までは「サビ管等として現に従事している者」とみなされますので、この期間内に【更新研修】を受講してください。

その後の更新は、最初の【更新研修】修了から5年ごとの有効期限となります。

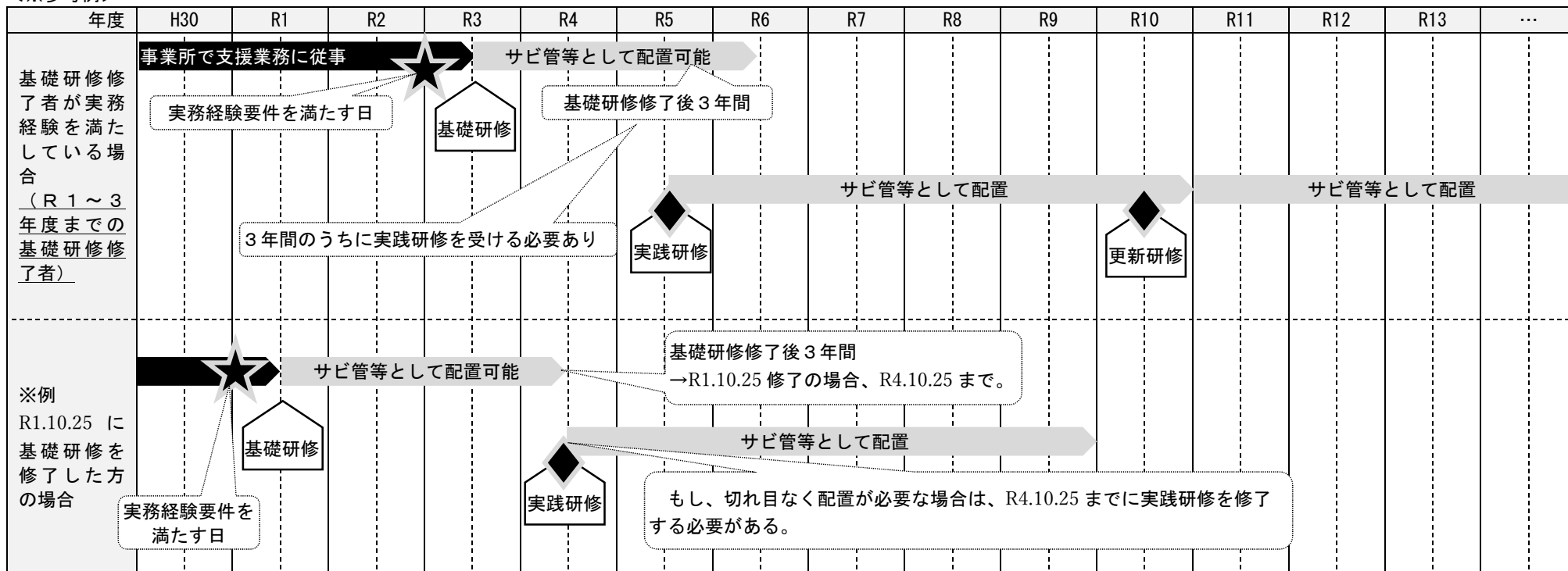
<※参考例>

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	...
H30以前のサビ管等研修修了者	サビ管等として現に従事しているとみなされる 令和6年3月末まで														
				◆ 更新研修						◆ 更新研修					
	現にサビ管等でなくとも「現に従事している」とみなされるため受講可			この期間内に更新研修を受講する必要あり					更新期限：最初の更新研修修了から10年後の年度末						
	更新期限：最初の更新研修修了から5年後の年度末									更新期限：最初の更新研修修了から10年後の年度末					

(6) 令和元～3年度に【基礎研修】を受け、既に実務経験の要件を満たしているのですが、サビ管等として従事できますか？

令和3年度末までに【基礎研修】を修了した方が【★】の実務経験を満たす場合、【実践研修】を修了していなくても、3年間はサビ管等として配置することが可能です。その後もサビ管等となり続けるためには、前述と同様に【実践研修】→【更新研修】が必要です。実践研修受講に必要な実務経験年数については(9)を参照してください。なお、令和4年度以降に【基礎研修】を修了した方については、この経過措置が適用されません。実践研修受講に必要な実務経験年数については(9)を参照してください。

<※参考例>



(7) 期限内に研修を修了できませんでしたが、どうなりますか？

期限内に研修を修了できなかった場合の例

- ・(4)【実践研修】は修了したが、その後、更新期限までに【更新研修】を修了できなかった。
- ・(5)平成30年度までのサビ管等研修修了者だが、令和5年度末までの経過措置期間内に【更新研修】を修了できなかった。
- ・(6)既に実務経験があったため【基礎研修】修了後にサビ管等として従事していたが、3年以内に【実践研修】を修了できなかった。

↓  
このような場合、期限後は【◆】の条件を満たさなくなりますが、再び【◆】の要件を満たすためには、【実践研修】から受講し直してください。  
(【基礎研修】の修了証書には期限はありませんので、再度受講する必要はありません。)

(8) 基礎研修から実践研修の間の2年間はどのような期間ですか？

基礎研修修了から、実践研修受講までの間は『2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験』に要する期間です。  
この期間、基礎研修修了者は、所属施設・事業所のサビ管等の指導の下、実際に個別支援計画の作成・修正に携わり、経験を積むことが想定されています。  
このため、基礎研修修了者が個別支援計画の作成に携わることができるよう、所属の施設・事業所は、可能な限り、御配慮くださるようお願いいたします。

- ※基礎研修修了者（上記（6）の場合を除く）は
- ・個別支援計画の「原案」の作成が可能。
  - ・二人目のサビ管等として配置が可能。

責任ある一人目のサビ管等としてカウントはされませんが、サビ管等としての業務を担いながら、2年間修行を積むような状況です。

※実践研修の受講に必要な実務経験は、サビ管等の業務に限定されているわけではありません（【★】と同じです）が、研修では計画作成に携わっている前提で講義・演習が行われます。

(9) 基礎研修を受講する時点で、既に実務経験の要件を満たしているのですが、(8)の期間は必要ですか？

令和5年6月より緩和措置が設けられます。

	条件	実践研修受講に必要な実務経験の期間	実務経験の内容	留意事項
通常	基礎研修受講時点で実務経験年数【★】を満たさない	2年	【★】と同じ	
緩和措置	基礎研修受講時点で実務経験年数【★】を満たす	6か月	障害福祉サービスに係る個別支援計画（の原案）の作成の一連の業務に従事	指定権者へ届出が必要

※注 この緩和措置の文言の詳細は、次のとおり。

- ・受講時点＝相談支援従事者初任者研修共通講義部分の受講開始時点ではなく、基礎研修の受講開始時点を目指す。なお、受講開始時点より後に実務経験年数【★】を満たしても、この緩和措置の対象にはならない。
- ・6か月＝相談支援従事者初任者研修共通講義部分および基礎研修を修了後6か月以上となる。
- ・個別支援計画（の原案）の作成＝【★】の相談支援の業務や直接支援の業務ではないことに注意してください。

事業所に別のサビ管等が配置されており、二人目のサビ管等となる場合	個別支援計画の【原案】の作成までの一連の業務 →利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サビ管等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）
やむを得ない事由によりサビ管等が欠如している事業所において、みなし配置されている場合	個別支援計画の作成の一連の業務 →利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）
上記（6）の経過措置により、みなし配置されている場合	

なお、実務経験として認められるのは、概ね10回以上、このような業務を行うことが必要となります。

「6か月」にカウントできる期間は、計画作成の業務時間のみ分けて算定するのではなく、事業所で従事している期間をもって算定可能です。

<※参考例>

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基礎研修受講時点で実務経験を満たしている場合	事業所で支援業務に従事			★	OJT	サビ管等として配置				
	実務経験要件を満たす日			基礎研修	実践研修				更新研修	

OJT：個別支援計画原案作成に6か月以上従事

カッコ内の日数は、必要年数のうち、従事した日数として必要な日数です。

サービス管理責任者の実務経験年数

業務の範囲	業務内容	実務経験年数						
		右記以外	有資格者 ※3	国家資格者 ※4				
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援の業務 ※1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	(900日以上)	5年以上	3年以上 (540日以上)			
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる事業の従業者						
		ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者						
		エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者						
		オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者						
	カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格を有するもの b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者) c 「※4」に掲げる資格を有するもの d アからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者							
	直接支援の業務 ※2	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者				(1440日以上)	8年以上	(900日以上)
		イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者						
		ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者						
		エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者						
オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者								

※1 相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務のことを言う。

※2 直接支援の業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務のことを言う。

※3 有資格者 次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)  
 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員

※4 国家資格者 次の国家資格等による業務に3年以上従事している者  
 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士

【資料★B】

児童発達支援管理責任者の実務経験年数

表記を簡略化していますが、老人福祉施設等（グレー部分）を除く期間にも定めがあることに注意してください。

カッコ内の日数は、必要年数のうち、従事した日数として必要な日数です。

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		右記以外	有資格者※3	国家資格者※4
障害児者又は児童の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務 ※1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	ア〜カ…3年以上（540日以上） ア〜キ…5年以上（900日以上） かつ	ア〜キ…5年以上（900日以上）	ア〜カに該当する期間 …3年以上（540日以上）
	イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者			
	ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、精神保健福祉センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者			
	エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者			
	オ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者			
	カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格を有するもの b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者） c 「※4」に掲げる資格を有するもの d アからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者			
	キ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者			
直接支援の業務 ※2	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、その他これらに準ずる施設の従業者	ア〜エ…3年以上（540日以上） （1440日以上） ア〜オ…8年以上	ア〜エ…3年以上（540日以上） （900日以上） ア〜オ…5年以上	ア〜エに該当する期間
	イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者			
	ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者			
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者			
	オ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者			

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（H24.3.30 厚生労働省告示第230号）を参考に作成

※1 相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務のことを言う。

※2 直接支援の業務とは、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその

介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務のことを言う。

※3 有資格者 次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

(1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員

※4 国家資格者 次の国家資格等による業務に5年以上従事している者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士

参考 ※3の補足

3-1)「社会福祉主事任用資格者」とは、次のような者が該当します。

(i)大学や短期大学などにおいて厚生労働大臣が指定する科目を履修して卒業した場合

(ii)都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

(iii)社会福祉士、精神保健福祉士等

など

※厚生労働大臣が指定する科目など、詳細は、厚生労働省のホームページで確認してください。

3-2)「訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者」とは、現在の「介護職員初任者研修」に相当する研修を修了した者が該当します。

3-3)「児童指導員任用資格者」とは、次のような者が該当します。

(i)4年制大学や通信制大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学部、学科を卒業している場合

(ii)社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を取得している場合

(iii)高校若しくは中等教育学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事している場合

(iv)3年以上児童福祉事業に従事し、厚生労働大臣又は都道府県知事から認定されている場合

(v)小中学校、高等学校の教員免許を所有しており、厚生労働大臣又は都道府県知事から認定されている場合

など

参考 ※4の補足

サビ管の場合「次の国家資格等による業務に3年以上従事している者」となっているが、これは、例えば「介護福祉士として3年以上従事している」という方が「国家資格者」の欄に該当する、ということです。（資格があっても介護福祉士として従事している期間が3年より短い場合は、「国家資格者」の欄には該当しないことになります。）